

# 公民科教育法の基礎的研究

藤 勝 宣

## はじめに

本稿は、公民科教育法に関する基礎的研究である。基礎研究の場合、様々な問題設定やアプローチが可能であろうが、公民科を教えるにあたって、その前提になるのは学習指導要領に関する十分な理解であることは論を俟たない。学習指導要領の分析を抜きにしては、公民科教育の方法は検討できないのであり、学習指導案の作成に際しても学習指導要領の的確な理解は必須である。そこで、今回は、学習指導要領をめぐる考察をおこなうことによって、公民科教育法の基礎の一端を構築していきたい。

## 1. 『高等学校学習指導要領』改訂の経緯

まず、『高等学校学習指導要領解説 公民編』（以下、『解説』と略す）等に依りながら、旧学習指導要領が改訂され、現行の『高等学校学習指導要領』（以下、『要領』と略す）が生み出された経緯を押さえておきたい。

すでによく知られているように、平成17年2月に中央教育審議会へ文部科学大臣からの諮問がおこなわれた。そのポイントは「21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう<sup>1)</sup>」ということであり、「学習指導要領の見直しに当たっての検討課題<sup>2)</sup>」として具体的

には次の4項目が挙げられていた。

- 「1. 『人間力』向上のための教育内容の改善充実
  - ①社会の形成者としての資質の育成
  - ②豊かな人間性と感性の育成
  - ③健やかな体の育成
  - ④国語力の育成
  - ⑤理数教育の改善充実
  - ⑥外国語教育の改善充実
2. 学習内容の定着を目指す学習指導要領の枠組みの改善
  - ①各教科等の到達目標の明確化
  - ②国民として共通に必要な学習内容の示し方
  - ③授業時数等の見直し
3. 学ぶ意欲を高め、理解を深める授業の実現など指導上の留意点
  - ①個性や才能を伸ばす教育の推進
  - ②補足的な指導に必要な児童生徒への教育の在り方
  - ③教科書、指導方法等の改善
4. 地域や学校の特色を生かす教育の推進
  - ①地域や学校の特色を生かす教育の推進
  - ②学校と家庭、地域社会との関係の在り方<sup>3)</sup>

この中で公民科が特に関連するものは、「1. 『人間力』向上のための教育内容の改善充実の①社会の形成者としての資質の育成と②豊かな人間性と感性の育成<sup>4)</sup>」、さらに、「2. 学習内容の定着を目指す学習指導要領の枠組みの改善の①各教科等の到達目標の明確化と②国民として共通に必要な学習内容の示し方<sup>5)</sup>」あたりになるであろう。この点に関しては、平成17年2月15日の中央教育審議会総会での文部科学大臣の挨拶で「第一に、『人間力』向上のための

教育内容の改善充実についてであります。この点については、社会の形成者としての資質、豊かな人間性と感性を育むとともに、健やかな体を育成することが必要と考えます。道徳教育や芸術教育の改善、体力・気力の向上、食育の充実等を含め、御検討をお願いいたします。学力の向上については、世界トップレベルの学力の復活を目指した教科内容の改善充実について御検討をお願いいたします。特に、全ての教科の基本となる国語力の育成、さらに、基本的な学習内容の定着を目指す理数教育の改善充実、外国語教育の改善充実について、十分に検討が必要であると考えております。第二に、学習内容の定着を目指す学習指導要領の枠組みの改善についてであります。この点については、各教科等において、子どもたちが身に付けるべき資質・能力の到達目標の明確化について御検討をお願いいたします。また、全国的な教育水準の確保と教育の機会均等などの観点から、国民として共通に必要な学習内容の示し方について御検討をお願いいたします。』<sup>6)</sup>と述べられている。但し、ここに見られるように、文部科学大臣の目は、公民科というより、他の科目や内容へ向けられているのであって、全体としては、OECDのPISAの結果を意識しつつ、「世界トップレベルの学力の復活を目指した教科内容の改善充実」<sup>7)</sup>を求める一方で、「国民として共通に必要な学習内容の示し方」<sup>8)</sup>をも要請している点が注目に値すると言えるであろう。

さて、この諮問に基づき、中央教育審議会は平成17年4月から審議を開始したのだが、その翌年の平成18年には教育基本法の改正があり、とりわけその第2条(教育の目標)は、重要であった。

#### 「(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』<sup>9)</sup>

この改正された教育基本法の第2条における5つの項目の中では、四以外の4つの項目が公民科には関連していると考えられる。この点について、『解説』の中では「知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）」<sup>10)</sup>が法律上規定されたと述べられているのだが、ここでは「知・徳・体のバランス」という点よりも、公民科の教授という側面において「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養」<sup>11)</sup>うという点こそが重要になるだろう。幅の狭い偏った知識を排し、知育の最終目標が「真理を求める態度」に求められているということを見落とすことはできない。また、第2条第1号だけでなく、公民科の場合、特に第3号や第5号もポイントになることは言うまでもない。

こうした教育基本法の改正に加えて、平成19年には学校教育法が一部改正された。その第30条第2項では「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」<sup>12)</sup>とされ、この規定は初等教育に係わるものであるにもかかわらず、その後、いわゆる「学力の3要素」として初等教育から高等教育まですべてを巻き込んで絶大な威力

を振るうようになっているのは周知の通りである。この点について、『解説』では、「基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである<sup>(13)</sup>」と述べられている。

ここで、あらかじめ述べておくと、この学校教育法第30条第2項の規定は教育基本法第2条第1号の規定と論理的にも現実的にも矛盾している。というのも、一方では「基礎的な知識及び技能」の習得と活用を重視しながら、他方では「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養うように求めているからである。少し考えれば分かることだが、この二つの教育を同時に成立させるのは至難の業である。『解説』では、教育基本法第2条第1号の趣旨を「知・徳・体のバランス」の重視だと説明することによって、知育の内容をぼかしているが、知育に関する教育基本法第2条第1号と学校教育法第30条第2項との矛盾は、「学力の3要素」内部の相互関係の曖昧さと共に、今後検討すべき重要な問題だと考える。<sup>(14)</sup>

## 2. 『高等学校学習指導要領』における公民科改訂の趣旨

学校教育法が一部改正された翌年の平成20年に中央教育審議会の答申：「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（以下、『答申』と略す）が出された。『解説』では、学習指導要領の「改訂の趣旨」として、その答申の内容がそのまま次のように転載されている。

「中央教育審議会の答申の中で、社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針及び高等学校地理歴史科・公民科の改善の具体的事項については、次のように示された。

(i)改善の基本方針

社会科、地理歴史科、公民科においては、その課題を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。

社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに、コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。

我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をほぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

#### (ii)改善の具体的事項

##### (高等学校)

中学校社会科の学習を踏まえ、各科目の特質と相互の関連性を考慮しながら、習得した知識、概念や技能を活用して、世界や日本の歴史的事象や地理的事象、現代社会の諸事象について考察し、その内容を説明したり自分の考えを論述したりすることを通して、社会的事象についての見方や考え方を成長させるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して、次のような改善を図る。

(イ)公民科については、よりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成するため、各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに、それを手掛かりに各科目の特

質に応じた取り上げた諸課題を考察させ、社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方と人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して改善を図る。

・『現代社会』については、倫理、社会、文化、政治、法、経済にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて、人間としての在り方生き方についての学習や、議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題追究的な学習を一層重視する。

・『倫理』については、人間としての在り方生き方への関心を高めることを重視し、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げるとともに、自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めさせる。また、生命、環境、情報、文化などを取り上げて、課題追究的な学習や討論を行うことを一層重視し、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにする。

・『政治・経済』については、習得した知識、概念や理論などを活用し、課題を追究させる学習を一層充実させ、政治や経済についての見方や考え方を培うようにする。また、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融などに関する内容の充実を図る。<sup>15)</sup>

但し、以上の『解説』における『答申』からの抜粋には、「社会科、地理歴史科、公民科」と「その課題」についてそれぞれ付されていた脚注が省略されている。実際の『答申』の脚注では、次のように説明されていた。

「小・中学校の社会科、高等学校の地理歴史科、公民科は、小学校、中学校及び高等学校を通じて、日本や世界の諸事象に関心をもって、多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力や態度、我が国の国土や歴史に対する理解と愛情、国際協力、国際協調の精神など、日本人としての自覚をもち、国際社会の中で主体的に生きる資質や能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、小学校では、学年進行に応じて、地域社会や我が国の国土、産業、歴史や政治などに関する内容について、中学校では、地理、歴史、公民の三分野に分化して系統的に学習している。高等学校では、地理歴史科と公民科に分かれ、世界史、日本史、地理、現代社会、倫理、政治・経済の科目によって専門性を重視した学習を行っている。」<sup>(16)</sup>

「課題として、

- 子どもたちの学習状況については、基礎的・基本的な知識、概念が十分に身に付いていない状況が見られる。さらに、知識・技能を活用することの重要性が指摘されている。
- 現行学習指導要領においては、特に、中学校社会科の各分野や高等学校公民科において文化の扱いが少なく、我が国の伝統や文化等に関する教育の充実が求められている。
- 小学校社会科において諸外国についての基礎的な知識が不足していること、中学校社会科の地理的分野において国々のうち二つ又は三つの事例地域に限定していること、歴史的分野において世界の歴史にかかわる内容が少ないことから、世界の地理や歴史に関する内容の充実も求められている。
- グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大など、社会経済システムの在り方が変化する中で、将来の社会を担う子どもたちには、新しいものを創り出し、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会に積極的に参加し課題を解決していくことができる力を身に付けさせることの重要性が指摘されている。」<sup>(17)</sup>

以上のことから分かることを、特に高等学校の公民科、それも「現代社会」を念頭に置きながら大づかみにまとめるならば次のようになるのではなかろうか。

まず第一に、課題として、子どもたちには基礎的・基本的な知識や概念が十



分には身につけていないことが挙げられている。にもかかわらず、求められているのは、その知識や技能を活用するという、より高度なことである。さらに、内容的には、日本の伝統や文化等に関する教育の充実が求められている。そして、社会経済システムが変化する中で新しいものを創り出し、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会に積極的に参加し課題を解決していくことができる力を身に付けさせることも求められている。つまり、習得型学習を基盤とした探求型学習が求められており、現在の変化する社会への主体的な参加能力とそのような社会における課題解決能力が重要だとされているのである。

第二に、こうした課題を担っている公民科は、①「日本や世界の諸事象に関心をもって、多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力や態度」を育成すること、②「我が国の国土や歴史に対する理解と愛情、国際協力、国際協調の精神など、日本人としての自覚をもち、国際社会の中で主体的に生きる資質や能力を育成すること」、この2つをねらいとしていると言える<sup>(18)</sup>。もちろん、これらは公民科だけの目的ではないが、公民科の目標の土台を成すものである。

第三に、学習指導要領を改善する基本方針としては、「社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る」<sup>(19)</sup>ということであり、「社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察」することが「公正に判断する能力と態度を養」うことであり、それが「社会的な見方や考え方を成長させること」をもたらすという見通しが述べられている。これが習得型学習のポイントである。

第四に、①「社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに」、②「コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視す

る方向で改善を図る」という点も改善の基本方針として挙げられている<sup>(20)</sup>。但し、注意すべきは、この①と②には飛躍があるという点である。なぜなら、社会事象に関する基礎的基本的知識や概念を客観的に明確にすることは難しくないが、その社会事象の意味や意義、さらにはそれに対する自分の考えを論述するのは、率直に言って、全く別のカテゴリーに属する事柄だからである。すでに見たように、社会的事象を多面的多角的に考察するという公正な態度をとれば、それは特定の価値観には立たない客観的な視点を採用するのだから、自分の考えなど出てくるはずがない。生徒が自分の考えを持つというのは、何か生徒自身の価値観に依拠しているものであり、その価値観によって社会的事象を一面的に切り取っているのである。それは学界において是認されている「真理」ではないし、「真理」ならば生徒固有のものではありえない。ある社会的事象について「真理」は意見の多様性を認めないのであり、意見が分かれる事柄には、そもそも「真理」など存在しないのである。従って、この点においては、徹底には解決不能な矛盾する方針を採用していると言わざるを得ない。

第五に、①「我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の世界経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して」、②「我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る」という点も改善の基本方針として挙げられている<sup>(21)</sup>。しかしながら、この①が②に結びつくとは限らない。もし、この改善の基本方針を確実なものにしようとするならば、②という目的から①が構成されなければならないだろう。

第六に、公民科の具体的な方針としては、「よりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成するため、各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに、それを手掛かりに各科目の特質に応じて取り上げた諸課題を考察させ、社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方と人間としての在り方生き方についての自覚を

一層深めることを重視して改善を図る」<sup>(22)</sup>ことになる。とはいえ、「現代社会」では、倫理、社会、文化、政治、法、経済にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて、人間としての在り方生き方についての学習や、議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題追究的な学習を一層重視することになる。すでに述べたことと同様に、この公民科の具体的方針と「現代社会」の具体的方針とは矛盾する。というのも、「社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方」<sup>(23)</sup>は特定の価値観には立たないことが前提であるのに反して、「現代社会の諸課題を取り上げて、人間としての在り方生き方についての学習や、議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題追究的な学習」<sup>(24)</sup>は特定の価値観に立たなければ不可能だからである。ともかく、ここでは、「現代社会」において「課題追究的な学習」を推進すればするほど、習得型学習との亀裂は大きくなり、指導が難しくなるであろうことを指摘しておきたい。<sup>(25)</sup>

### 3. 『高等学校学習指導要領』における公民科改訂の要点

さて、『解説』では、この「改訂の趣旨」に続いて、学習指導要領の「改訂の要点」に関して、次のように記されている。公民科全体と「現代社会」について引用する。

「今回の改訂では、公民科として、各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに、習得した知識や概念、技能などを用いて、各科目でまとめとしてそれぞれの特質に応じた諸課題について探究させることを通して、現代社会の諸事象について考察し、その内容を説明したり自分の考えを論述したり、討論したりすることを通して、社会的事象についての見方や考え方を成長させるようにした。また、社会参画、伝統や文化、宗教に関する学習などの重視や、グローバル化

や規制緩和の進展、司法の役割の増大等に対応して、法や金融、消費者に関する学習の充実を目指して、各科目の特質に応じた内容の改善を図った。さらに、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して内容を構成した。

『現代社会』では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。また、青年期についての学習の中で伝統や文化を扱うこと、法に関する学習では、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方について理解させること、経済に関する学習では金融、消費者、私法に関する内容の充実を図ることとした。<sup>{26}</sup>

ここからも分かるように『解説』による「改訂の要点」によれば、公民科全体に関してはポイントが3つある。まず、第一文に公民科の方法と目的が示されている。①「各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させる」こと。②「習得した知識や概念、技能などを用いて、各科目でまとめとしてそれぞれの特質に応じた諸課題について探究させることを通して、現代社会の諸事象について考察」すること。③「その内容を説明したり自分の考えを論述したり、討論したりすることを通して、社会的な事象についての見方や考え方を成長させる」こと<sup>(27)</sup>。つまり、①理解力、②探究・考察力、③社会的な事象に関する生徒個人の見方の確立と発展、この3つが重要ということになる。原文が長いと意味が分かりにくいがおおよそ、そのように読んで的を外れではないであろう。②と③は「通して」の前の部分が方法を示し、後の部分が目的を示している。次に、第二文では、教育内容の増

加・改善について述べられている。そして、第三文は内容構成の原理として、「人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めること」<sup>(28)</sup>の重視が打ち出されている。

次の「現代社会」に関しては、2つの文から成っているが、最初の文が中心的役割を果たしている。「現代社会」では、①「社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させ」ること、これが出発点であり、②内容的には、「倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会」の7領域が示され、この7領域「にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせ」、③「科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ること」が仕上げとなる<sup>(29)</sup>。なお、第二文では、①「青年期についての学習の中で伝統や文化を扱うこと」、②「法に関する学習では、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方について理解させること」、③「経済に関する学習では金融、消費者、私法に関する内容の充実を図ること」という3つの留意事項を示している<sup>(30)</sup>。

さらに、平成25年度から年次進行で実施された『要領』については、同年4月に文部科学省初等中等局長が「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって(通知)」という文書を出している。そこでは、全部で7つのことが周知徹底されているが、ここでは公民科に関係するという意味で最初の2つについて触れておく。

まず、第一に通知されているのが、「新しい学習指導要領の趣旨を改めて確認し、その実現に努めること」<sup>(31)</sup>である。この場合の、「新しい学習指導要領の趣旨」とは具体的には2つある。一つ目は、「新しい学習指導要領は、生徒に知・徳・体のバランスのとれた『生きる力』を育むことを目指すもの」<sup>(32)</sup>だということ。そして、二つ目は、新しい学習指導要領は「『確かな学力』として、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題

を解決させるために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視するもの」<sup>(33)</sup>だということである。一つ目のポイントが改正教育基本法第2条第1号を踏まえており、二つ目のポイントが学校教育法第30条第2項を踏まえていることは明白である。そして、これは『解説』と同じスタンスであり、従って、『解説』と同じ問題を内包しているを言わざるを得ない。

第二の通知事項は、「言語活動を充実する趣旨を確認し、各教科等の目標と関連付けた効果的な指導を行うこと」<sup>(34)</sup>である。これは、「新しい学習指導要領においては、国語をはじめ各教科等において、説明、論述、討論、記録、要約等の言語活動の充実を図るよう定めている」<sup>(35)</sup>からなのであるが、これは「言語活動が、論理や思考などの知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤となるものであり、生徒の思考力・判断力・表現力等を育むために有効な手段であることを示したもの」<sup>(36)</sup>だということである。このような見方は、平成20年の『答申』以来の見方だが、国語以外の科目において、言語活動がどのような意味を持つのかは詳細に検討されなければならないであろう。はたして、公民科において、言語活動が「感性・情緒の基盤となるもの」<sup>(37)</sup>かどうかは判断が難しい。なぜなら、一般的には、個人的な感性・情緒を乗り越え、理性に基づく論理という普遍的な枠組みを提供するのが言語・論理・真理（いわゆるロゴス）の役割であるからだ。従って、この点についても、考察すべき問題は残されていると言えるだろう。

#### 4. 『高等学校学習指導要領』における公民科の目標

さて、こうした経緯を経て、『要領』は平成21年に改訂されたのだが、そこにおいて公民科の目標は次のように規定されていた。

「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさ

せるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」<sup>(38)</sup>

よく知られていることだが、この公民科の目標規定は、旧規定とほとんど変わらない。旧規定は次のようになっていた。

「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」<sup>(39)</sup>

このように、「民主的、平和的な国家・社会」が「平和で民主的な国家・社会」へ変更されたに過ぎない。事実、『解説』でも、「今回の改訂において教科目標については、従前の趣旨を受け継ぎ、改正された教育基本法第1条の『平和で民主的な国家及び社会の形成者』という表現に合わせて、文言を一部改めるにとどめている。」<sup>(40)</sup>と述べられている。

では、なぜ公民科の目標が基本的に変更されなかったのだろうか。その真の理由は分からないが、旧学習指導要領での「生きる力」の育成という全体的な目的は誤っていなかったとして変更せず、それを実現する手立てを修正するのだとした改訂全体のレトリックに公民科も合致させたと考えることもできるように思われる。

ところで、この公民科の目標に関して、『解説』によれば、これは3つの部分に分かれており、第1の部分と第2の部分については次のような解説がなされている。

「第1の部分は『広い視野に立って』という部分である。これは、①中学校までの社会科学習の成果を活用すること、②多面的・多角的に考察しようと

する態度と公正で客観的な見方や考え方に立つこと、③国際的な視野を育てること、を意味している。

第2の部分は『現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て』という部分である。まず、『現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせる』については、これからの社会は少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展や、環境問題など地球規模で対応しなければならない課題が山積し、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性が増大することが予想されており、『知識基盤社会』の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、生徒の現代社会に対する関心を高め主体的に課題を設け意欲的に探究し考察させる学習の充実を図ることは極めて重要である。次の『人間としての在り方生き方についての自覚を育て』については、従前と同様、現代社会についての理解を踏まえ、生徒が人間としての望ましい在り方について学び自己の生き方を主体的に選び取り、意義ある人生を送れるようになることを目指すものであることを意味していると同時に、今回の改訂においては、指導の充実が求められたところである。<sup>{41)}</sup>

『解説』では、「第1の部分」に3つの意味を読み込んで解説している。しかし、これが改正教育基本法第2条第1号と学校教育法第30条第2項にどのように関連しているのかは不明である。なぜなら、この解説は平成11年に出された『高等学校学習指導要領解説 公民編』の解説と同じだからである。教育基本法や学校教育法の改正があつたにもかかわらず、解説の文章（ということは、それを支える思想）は全く同じなのである。理論的には、「第1の部分」は改正教育基本法第2条第1号に対応する部分として、また、「第2の部分」は学校教育法第30条第2項に対応する部分として解釈し直し、解説を変更することも可能だったのではないかと思われるが、現実には、「第1の部分」と「第2の部分」は完全に切り離されて解説されている。『答申』では「教育に



については、『ゆとり』か『詰め込み』かといった二項対立で議論がなされやすい。しかし、変化の激しい時代を担う子どもたちには、この二項対立を乗り越え、あえて、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用する思考力・判断力・表現力等をいわば車の両輪として相互に関連させながら伸ばしていくことが求められている。<sup>{42}</sup>と述べられており、問題の所在が率直にある程度意識されていたにもかかわらず、この二項対立がどのように乗り越えられるべきかという点について『解説』では基本方針が見えないように思われる。しかも、「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。<sup>{43}</sup>という「第3の部分」については、「これは、従前の公民科の目標であった『民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者』を育成することを目指すこの教科の究極目標と同じものである。<sup>{44}</sup>と解説されており、旧学習指導要領との理念の同一性が強調されているために、改訂の趣旨・要点が分かりにくくなっていると言えるだろう。

以上で、ごく大まかな前提的考察は終わった。それを踏まえて、公民科を構成する各科目の性格・目標・内容等が分析されねばならないが、それは稿を改めておこないたい。

## 注

- (1) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 公民編』、教育出版、平成22年6月（平成26年1月 一部改訂）、1頁
- (2)~(8) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siry0/06011705/003/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siry0/06011705/003/001.pdf)
- (9) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf)
- (10) 文部科学省、前掲書、1頁
- (11) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf)
- (12) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>
- (13) 文部科学省、前掲書、1頁

- (14) この問題は、従来の教育学のシエマでいえば、「系統学習」と「問題解決学習」の対立である。この対立の克服は、そう簡単なことではない。特に、アクティブ・ラーニングの導入と発展によって、その対立を容易に克服できると考えるのは早計である。なお、この双方の対立そのものは悪いことではない。教育とは本来、この双方の性格をもつものである。但し、重要なことは、この二つの考え方が対立しており両立させるのは難しいということを十分に認識することであろう。この両者を簡単に両立するものだと安易に考えたり、両者の矛盾対立を意識的に隠蔽する態度は問題の解決に何ら寄与しないと考える。
- (15) 文部科学省、前掲書、2 3 頁
- (16) ~ (18) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf) 79頁
- (19) ~ (21) 文部科学省、前掲書、2 頁
- (22) ~ (24) 文部科学省、前掲書、3 頁
- (25) もちろん、これを段階論で処理するという方法はある。その場合は、まず第一段階で、「社会的現象に対する客観的で公正な見方や考え方」を教授し、それをふまえて、第二段階で、「現代社会の諸課題を取り上げて、人間としての在り方生き方についての学習や、議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりする」という順序になるだろう。しかし、その場合、第二段階の議論は第一段階を十分ふまえた内容とレベルにならなければならない。つまり、非常に高度な知識や教養に基づく議論が要求されることになるのだが、はたして高等学校段階で、それが可能かという問題が生じると思われる。
- (26) ~ (30) 文部科学省、前掲書、3 頁
- (31) ~ (37) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1343618.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1343618.htm)
- (38) ~ (39) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou2.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou2.pdf) 76頁
- (40) ~ (41) 文部科学省、前掲書、5 頁
- (42) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf) 17頁
- (43) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou2.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou2.pdf) 76頁
- (44) 文部科学省、前掲書、5 頁